

## 会 員 規 程

### (目的)

第 1 条 この規定は、定款第 7 条に規定する当法人の会員の資格について、規定することを目的とする。

### (正会員)

第 2 条 正会員は、ケーブルテレビ事業を行う法人とする。ただし、ケーブルテレビ事業者を統括する法人（MSO）を含むものとする。

### (賛助会員)

第 3 条 賛助会員は、ケーブルテレビ事業に関係する個人又は団体であって、当法人の目的に賛助する者とする。

### (ケーブルテレビ事業)

第 4 条 ケーブルテレビ事業を行う法人とは、有線テレビジョン放送事業者又は電気通信役務利用放送法の登録を受けた者であって有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っている法人をいう。

### (MSO)

第 5 条 ケーブルテレビ事業を統括する法人（MSO）とは、複数のケーブルテレビ事業者を経営的、技術的に管理し、業務を支えている法人をいう。

### (施行)

第 6 条 この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。